小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞にかかる

商工会及び商工会議所による支援機関確認書発行業務について

令和3年11月17日

小規模事業者持続化補助金

＜低感染リスク型ビジネス枠＞

補助金事務局

【支援機関確認書の発行にあたっての留意事項】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申請書類のよくある不備は、以下のとおりです。  本事業のHPに「申請書類の不備7選（個人事業主編/法人編）」、「申請操作ガイド経費入力編（動画）」を掲載しております。添付書類に不備があった場合、不採択となりますので、「申請書類の注意事項」と併せてご確認のうえ、支援機関確認書の発行をお願いします。   |  |  | | --- | --- | | 個人事業主 | 法人 | | ①ファイル形式が違う | | | ②パスワードがかかっている | | | ③【様式１】経営計画及び補助事業計画と他の書類の代表者名や屋号・会社名が一致していない | | | ④【様式１】経営計画及び補助事業計画、  【様式２】宣誓・同意書、  【様式３】月間事業収入減少証明（緊急事態措置影響）の  中身が記載されていない（フォーマットのままの申請） | | | ⑤様式1ではなく別の資料がアップロードされている | | | ⑥税務署の収受日付印がない（但し、e-Taxで提出した場合はメール詳細（受信通知）で構いません。） | ⑥【様式２】宣誓・同意書の記載不備（記載なし、自署なし、記載内容相違など） | | ⑦決算関連書類の不備（添付なし、添付書類相違） | ⑦決算関連書類が全て添付されていない | |

標記事業にかかる商工会及び商工会議所による支援機関確認書の発行業務等は、以下のとおりとします。

１．確認業務

（１）補助対象者の要件適合の確認

申請希望者が公募要領に記載されている「補助対象者に該当しない者」（別添１）ではないことを確認する。

（２）補助事業の要件適合の確認

経営計画及び補助事業計画【様式１】を確認し、「補助対象事業に該当しない事業」（別添２）ではないことを確認する。

（３）補助対象外経費の確認

補助金額計算用補助資料【申請補助資料】を確認し、「補助対象外経費に該当するもの」（別添３）ではないことを確認する。

（４）宣誓・同意書の自署の確認又は確実な伝達

宣誓・同意書【様式２】について、申請希望者の自署であることを確認する又は自署でない場合は不採択や交付決定の取り消しとなることを伝える。

（５）「賃金引上げプラン」申請希望者に対する説明及び確認

賃金引上げプランでの申請希望者に対して、以下の場合には原則として補助金を全額返還になることを説明する。

①補助事業完了１年後の「事業効果および賃金引上げ等状況報告」及び賃金引上げに係る賃金台帳等の証拠書類の提出がない場合

または

②事業完了１年後において給与支給総額の増加若しくは事業場内最低賃金の増加が実施できなかった場合

また、「賃金引上げプラン申請に係る誓約書」に自署及び別紙に賃金引上げ計画が記載されていることを確認する。

※説明をした後【様式４】支援機関確認書の＜賃金引上げプランの注意事項説明＞にチェックを入れてください。

２．申請希望者への注意喚起事項

①公募要領「６．申請手続きの概要（２）申請の際に添付する必要書類」を示し、申請の際に添付漏れのないよう伝えること。

②【必須】書類については、申請時に添付が漏れた場合は、要件不備となり審査対象外になり得ることを伝えること。

③【任意】書類である加点項目に関する必要書類については、添付が漏れた場合又は不備があった場合は、加点されないことを伝えること。

なお、【必須】書類のうち、確定申告書及び決算関係書類及び【任意】書類の内容については、確認不要（事業収入の減少を帳簿による確認等は不要）とする。

④賃金引上げプランに関する必要書類については、添付が漏れた場合又は不備があった場合は通常プランで再審査されること、及び、賃金引上げプランでの申請以降、申請者の都合による通常プランへの移行はできないことを伝えること。

３．確認書の発行

上記１．について確認し、不適合ではなく、かつ、２．注意喚起の後、支援機関確認書を発行し、発行簿に記録する。

なお、確認した事業が採択を受けた場合には、補助事業の取組に際し実行支援を行う。

（別添１）

補助対象者に該当しない者

□医師、歯科医師、助産師

□系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業□水産業者についても同様）

□協同組合等の組合（企業組合□協業組合を除く）

□一般社団法人、公益社団法人

□一般財団法人、公益財団法人

□医療法人

□宗教法人

□学校法人

□農事組合法人

□社会福祉法人

□申請時点で開業していない創業予定者（例えば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日よりも後の場合は対象外）

□任意団体

□以下の要件を満たさない特定非営利活動法人

ア）法人税法上の収益事業（法人税法施行令第５条に規定される３４事業）を行っていること（法人税確定申告書表紙及び別表４提出が必須）

イ）認定特定非営利活動法人でないこと

□下記３つの事業において採択を受けて、補助事業を実施した（している）者でないこと

（共同申請の代表者、参画事業者の場合も含む）。

ア）「令和元年度補正予算　小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」の事業実施者で、本補助金の受付締切日の前１０か月以内に採択された者

イ）「令和２年度補正予算　小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞」

ウ）「令和２年度第３次補正予算　小規模事業者持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞」

なお、以下は確認不要（申請者がjGrantsでチェックを入れることで、確認したとみなす）であるが、確認ができた場合には確認書の発行は行わない。

○資本金又は出資金が５億円以上の法人に直接又は間接に100％の株式を保有されていないこと（法人のみ）

○確定している（申告済みの）直近過去３年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が１５億円を超えていないこと

○反社会的勢力でないこと

（別添２）

補助対象事業に該当しない事業

□本公募要領に沿わない事業

□補助対象経費の中に対人接触機会の減少に該当しない項目を含む事業

□新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入がなされない事業

□公序良俗に反する事業

□公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条により定める営業内容、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある場合等）

□事業・補助金の重複について以下に該当する場合

①同一法人・事業者が今回の公募で複数申請を行っている案件。

※複数の屋号を使用している個人事業主も応募は１件のみ。

②国が助成する他の制度と重複する事業（重複する補助対象経費等）は補助対象となりません（国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む）。

③他の小規模事業者等から提出された事業と同一若しくは極めて類似した内容の案件。

※他社の事業計画を流用したり、他社に流用されたりしないようご注意ください。

□その他申請要件を満たさない事業

（別添３）

補助対象外経費に該当するもの

□補助事業の目的に合致しないもの

□必要な経理書類を用意できないもの

□交付決定前に発注・契約、購入、支払い（前払い含む）等を実施したもの

※特例として、２０２１年１月８日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認めます。

□自社内部の取引によるもの（補助対象となるのは、補助事業者が補助事業者以外から調達したもののうち、①から⑫に掲げる経費のみ）

□販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費

□オークションによる購入（インターネットオークションを含みます）

□映像制作における被写体（紹介物）に係る関連経費

□駐車場代や保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費

□電話代、インターネット利用料金等の通信費

□名刺や文房具、その他事務用品等の消耗品代（例えば、名刺のほか、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、OPP・CPP袋、CD・DVD、USBメモリ・SDカード、電池、段ボール、梱包材の購入などが補助対象外。）

□雑誌購読料、新聞代、団体等の会費

□茶菓、飲食、奢侈品、娯楽、接待の費用

□不動産の購入・取得費、修理費（ただし、設備処分費に該当するものを除く。）、車検費用

□税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用

□金融機関などへの振込手数料（ただし、発注先が負担する場合は補助対象とする。）、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料等

□公租公課（消費税・地方消費税は、補助対象外とする。ただし、消費税等を補助対象経費に含めて補助金交付申請額を申請し、その内容で交付決定を受けた免税事業者・簡易課税事業者を除く。）

□各種保証・保険料

□借入金などの支払利息及び遅延損害金

□免許・特許等の取得・登録費

□講習会・勉強会・セミナー研修等参加費や受講費等

□商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・（クレジットカード会社等から付与された）ポイント・金券・商品券（プレミアム付き商品券を含む）での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払い、相殺による決済

□役員報酬、直接人件費

□各種キャンセルに係る取引手数料等

□補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに係る費用

□保険適応診療にかかる経費

□クラウドファンディングで発生しうる手数料

□購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻す（ポイント・クーポン等の発行を含む）ことで、購入額を減額・無償とすることにより、購入額を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの

□旅費（公共交通機関の他、タクシー代、ガソリン代、高速道路通行料金、レンタカー代等についても補助対象となりません）

□上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費